

## －内閣府（内閣府本府）－

**遺棄化学兵器処理事業のうち、中国政府に委託した業務について内閣府本府が行う履行監理を支援等させる委託契約において、調理指導業務に係る人件費を実際に支払った額に基づかず算定していたため、委託費の支払額が過大**

1 件 不当金額(支出) 4 7 3 7 万円

### 1 遺棄化学兵器処理事業等の概要

内閣府本府は、中華人民共和国(中国)において、旧日本軍が中国国内に持ち込み、戦後も遺棄されたままとなっている砲弾等の化学兵器の発掘、回収、廃棄処理等を行う事業(遺棄化学兵器処理事業)を実施している。同本府は、遺棄化学兵器処理事業のうち、作業員が宿泊する施設(要員宿泊施設)の運営等の業務については、中国政府に委託して実施しており、中国政府に委託した業務について同本府が行う履行監理を支援等させることを目的として、平成26年度から29年度までの各年度に、株式会社JPM(JPM)と「中国遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄処理事業に関する施設建設支援等業務委託契約」等4契約(委託契約)を締結して委託業務を実施させ、委託費として計18億5436万円を支払っている。

JPMは、委託業務に要した経費を、作業員に支払う人件費、人件費に一定の率を乗じて算出する間接経費等に区分して精算報告書等を作成して提出しており、JPMが直接雇用している作業員の人件費については、給与等の支払額を基に定めた日額単価に委託業務に従事した日数を乗じて算定している。また、JPMが業務の一部を第三者に再委託した場合の人件費については、委託先が再委託先へ実際に支払った額とすることなどになっている。

JPMは、委託契約に基づき、要員宿泊施設の運営に係る支援として、調理師の免許を有する者(調理指導員)を長期にわたり現地に派遣して、要員宿泊施設で提供する食事を調理する現地職員に対して日本食の調理方法の指導等を行う業務(調理指導業務)を実施している。

### 2 検査の結果

JPMは、調理指導業務に係る人件費については、JPMが直接雇用している作業員と同額の日額単価に調理指導業務に従事した日数を乗じて、26年度から29年度までの間で計3446万円と算定していた。そして、JPMは、調理指導業務に係る人件費とこれに係る間接経費等を委託費に含めた精算報告書等を作成して同本府へ提出し、同本府は、提出を受けた精算報告書等を審査して、報告された額と同額を委託費の額として確定して支払っていた。

しかし、JPMは、現地への調理指導員の派遣に当たり、日本国内で旅館業を営む会社に調理指導業務を再委託していて、必要に応じて再委託先から現地へ調理指導員を派遣していた。そして、JPMが再委託先に実際に支払った額は26年度から29年度までの間で計1395万円となっていたことから、調理指導業務に係る人件費は、JPMが直接雇用している作業員に係る算定方法によるのではなく、JPMが再委託先に実際に支払った額に基づき算定すべきと認められた。

したがって、再委託先に実際に支払った額に基づき適正な委託費の額を算定すると計18億0698万円となり、前記の委託費支払額18億5436万円との差額4737万円が過大に支払われていて、不当と認められる。